

令和5年（ワ）第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

原告準備書面（3）

令和5年7月31日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、被告の令和5年6月22日付準備書面（被告1）に対し、原告の主張・反論を述べる。

第1 「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）」について

- 1 再整備方針については、①令和3年11月15日の建設委員会で報告され（乙12）、②令和4年2月22日の第2回春日井市議会定例会で令和4年度春日井市一般会計予算が「JR高蔵寺駅北口駅前広場周辺設計等業務」を含む内容で上程され（乙13）、③同年6月3日の建設委員会で報告された（乙15）という経緯は、被告主張のとおりである。

2 ①令和3年11月15日の建設委員会

原告は、令和3年度は建設委員会の委員ではなかった。そのため、令和3年11月15日の建設委員会には出席していない。被告は、「原告もその内容は承知し、もし反対意見があればこの時に述べたはずである。」と述べるが（準

備書面（被告1）2頁），原告に反対意見を述べる機会はそもそも与えられていない。被告の右主張は原告が当該委員会に出席していたことを前提としており，前提自体を誤っている。

3 ②令和4年2月22日の第2回春日井市議会定例会

当該定例会において，原告が第7号議案である令和4年度春日井市一般会計予算に対し賛成の意思を表明したことは，被告主張のとおりである（乙14）。

しかしそれは，老朽化が進む高蔵寺駅が再整備され一新されるという方針自体には原告も賛成の立場であったことから，その設計等の業務が予算化された一般会計予算にも賛成したに過ぎない。再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成することと具体的な再整備方針である本件中間案の内容に賛成することとは同義ではなく，次元の異なる問題である。

4 ③令和4年6月3日の建設委員会

甲第4号証は，当該委員会の会議録である。原告は，当該委員会で自身の問題意識を踏まえて市当局の担当者との間で質疑応答を繰り返したうえ（甲4・4～5枚目），最後に「一度整備してしまうと今後50年は使える施設となるため，パブリックコメントの意見を踏まえ，市民の利便性を第一に考えていただき，…再整備方針の修正がされることを切に期待し，質問を終わります。」と述べている。

これに対し被告は，「原告が反対意見を述べた形跡はなくこれは賛成したとみなされる。」と述べ（準備書面（被告1）2頁(6)），「賛成」か「反対」かという二者択一的な立場から論じている。

しかし，原告は，本件中間案の内容に全面的に賛成しているわけでもなく，かといって高蔵寺駅北口駅前広場を再整備するという方針自体に反対しているわけでもない。現状よりもバス停から駅改札口が遠くなる，送迎車のルートが長くなる，送迎車の渋滞が予想される，等の本件中間案の課題を踏まえ，市当局に対し本件中間案の一部修正を検討するよう要請ないし提案しているに過ぎ

ないのである。

なお、令和4年6月17日に開催された第4回春日井市議会定例会には被告も出席しており、③令和4年6月3日の建設委員会について建設委員長より報告がなされ、原告が当該委員会で行った質疑の具体的内容についても紹介されている（甲5・4枚目）。

5 本件中間案に対するパブリックコメントの実施と再整備方針の見直し

令和4年6月3日の建設委員会を経て、同年7月1日から8月1日を募集期間と定め、本件中間案に対する市民意見公募が実施された。甲第6号証はその実施結果であるが、意見提出者数は171名、意見数は642件であった。市民からの回答が数件であることが通常であることと比較すると、驚異的な件数である。

主な反対意見や改善を求める意見の中には、「バス停が改札口から遠くなる」、「送迎車の渋滞が予想される」、「送迎車のルートが長くなる」など、原告が建設委員会やチラシ（乙8）で指摘した点も反映されている。

なお、市当局は、上記市民意見公募で改善を求める意見が多数提出されたことを受け、改めて同年9月にアンケート調査を実施し、その結果を受けて本件中間案の見直しを図ることを令和5年の年頭記者会見において発表した（甲7）。

6 以上のように、原告は、老朽化が進む高蔵寺駅が再整備され一新されるという方針自体には賛成の立場から、その設計等の業務が予算化された一般会計予算には賛成しつつ、市当局が再整備方針として示した本件中間案に含まれる課題を踏まえて市当局に対し一部修正を検討するよう要請ないし提案し、他方でチラシ（乙8）という手段を用いて当該課題を指摘しつつ市民に積極的な意見を呼びかけたのである。本件中間案は、文字どおり「中間案」であって「最終案」ではない。建設委員会や市議会における討議や市民を対象としたパブリックコメントという民主的過程を経て一部修正がなされうる可能性を当初から想

定しているのである。建設委員会での質疑応答やチラシ配布は、まさにそのような可能性を想定しての行動に過ぎないのであって、何ら非難を受けるいわれはない。

これに対し、被告はまず、「本件『再整備方針』については、自由クラブとしては、会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。」と述べるが（準備書面（被告1）2頁）、自由クラブ全体の方針として明確に確認したことはない。

次に被告は、当該チラシを本件中間案に対し「反対意見を表明した。」ものと捉え、「これは上記予算案に賛成したと全く矛盾する行動であるばかりでなく、重大かつ著しい裏切り行為である。」などと痛烈に批判する（準備書面（被告1）2頁）。しかし、再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成することと具体的な再整備方針である本件中間案に賛成することとは次元の異なる問題である。市民の利便性を第一に考えて本件中間案の課題を踏まえ一部修正を検討するよう要請ないし提案すること自体は、必ずしも予算に賛成したとと相矛盾するわけではない。

さらに被告は「原告のチラシ（乙8）の記載が、原告自身がこれ（再整備方針を指す。）に反対すると共に、市民の反対行動を煽る内容である」などと指摘する。しかし、原告は、市民の利便性を第一に考えて本件中間案の課題を踏まえてこれを市民に知らしめたうえで広く意見を求め、再整備方針に市民の声を反映させようと企図したものであり、まさに民主的行政を体現しようとしたに過ぎない。「市民の反対行動を煽る」などと悪意に捉えられるいわれはない。

7 求釈明

被告は「本件『再整備方針』については、自由クラブとしては、会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。」と述べるが（準備書面（被告1）2頁）、原告は自由クラブ全体の方針として明確に確認したことはないと認識しており、双方の認識は一致しない。

そこで、いつ、どのような場において、どのような方法で、自由クラブとして本件再整備方針ないし本件中間案について支持・賛成の立場をとることを明確に確認したのかを明らかにされたい。また、その際の議事録、会議録等が存在するのであれば併せて開示されたい。

第2 議会報原稿について

- 1 議会における原告の質問内容とそれに関する議会報原稿についての原告の主張は、基本的に原告準備書面（1）10～11頁で述べたとおりである。

これに対し被告は、「議会報に記載する対象はあくまで『質問』に限られており、意見ないし要望は記載されるべき事柄ではない。」、「要するに、原告は、本来議会報に記載することを許されない事柄につき、議会報編集委員会の委員長に掲載要求を重ねたのである。」と主張するが（準備書面（被告1）4頁）、被告のこのような認識は、過去の掲載事例に照らしても明らかに誤っている。

原告は、1期目の4年間の在職期間のうち2年間議会報委員を務めてきたため、議会報の作成プロセスには精通している。「かすがい市議会だより」にも「一般質問については、質問者から提出された原稿で掲載しています。」と記載されているとおり（甲8・2枚目、甲9・2枚目）、基本的には質問者本人が作成した原稿内容が優先されるのが慣例となっている。

例えば、かすがい市議会だより第117号では、一般質問の9項目の伊藤建治議員の原稿は、「ホームページ、子ども広報、ポスターなどで、『児童館があるよ、しんどかったらおいでよ』と呼びかけてほしい。」などと要望として記載されている（甲8・3枚目）。

また、かすがい市議会だより第118号では、一般質問の3項目の原告自身の原稿で「避難所の小学校で更新する受水槽は…を検討して欲しい。」などとこれも要望として記載されている（甲9・2枚目）。

さらに、同第118号の一般質問の11項目の伊藤建治議員の原稿は、「今後の整備に800億円。市民にも重い負担がある。今後の整備は立ち止まるべき。」などと意見として記載されている（甲9・3枚目）。

本件で問題となっている議会報原稿に関し、原告が市議会の一般質問で全く言及していない事柄を議会報原稿にして掲載させようとしたのであればともかく、原告は現に一般質問の中で言及した内容（甲3参照）に従って当初の議会報原稿を作成し提出したに過ぎない。質問者本人が作成した原稿内容が優先されるという過去の慣例や、意見ないし要望として記載されている過去の掲載事例に照らしても、原告は何ら咎められるようなことはしていない。

被告は、このように意見ないし要望として記載された過去の掲載事例が存在することと前述の自己の主張との整合性を、どのように説明するのであろうか。

- 2 また被告は、「原告は、本来議会報に掲載することを許されない事柄につき、議会報編集委員会の委員長に掲載要求を重ねた」、「本来、議会報の作成・編集手続きには無権限の原告が、市議会事務局にまで掲載要求をしたのは明らかな越権行為である。」などと主張する（準備書面（被告1）4頁）。

しかし、前述のように、そもそも本来議会報に掲載することを許されない事柄であるという点に誤解があり、主張の前提に誤りがある。

また、原告は殊更に自身が作成した当初の議会報原稿の内容で掲載するように要求したのではなく、意見を求めながら調整を図ったに過ぎない。現にその調整の結果、当該かすがい市議会だよりの掲載は、乙第9号証のとおりとなったものである。

- 3 なお、被告は、「…反対意見を記載したチラシを配布したばかりか、それに関連する事柄につき現実にはしていない質問を議会報に掲載させ、…」と述べるが（準備書面（被告1）・5頁）、当該チラシ（乙8）は「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）」に関するものである一方、議会報原稿は「自転

車安全通行に関する啓発」についてのものであり（乙9参照），両者は全く関連性はない。これも被告の一方的な誤解に基づく主張である。

第3 前市長の叱責について

- 1 このことに関する原告の主張・反論は，基本的に原告準備書面（1）6～7頁で述べたとおりである。
- 2 被告は，「名刺交換会において前市長が原告を見て憤りを顕わしたのは，原告が反対意見をしたことについてではなく，…その信義違背の甚だしきないし卑劣さに対するものであった。」などと断言する（準備書面（被告1）5頁）。しかし，そもそも前市長が原告に憤りを顕わして叱責したとしても，そのような言動に至る動機はあくまでも前市長の内心に関わる事柄である。原告が名刺交換会で前市長から声をかけられ「駅問題のチラシはいかんぞ，もう少し勉強した方がいい。」と言われたことは確かであるが，それが前市長のいかなる動機や考えに基づいてのことなのかを何故第三者である被告が推し量ることができるのか，甚だ疑問と言わざるを得ない。
- 3 被告はまた，名刺交換会における当時の状況について，「…席に着こうとしたところ，前市長と顔を合わせたので新年の挨拶をした。」と述べる一方，答弁書によれば「…強く叱責した。ある議員は『前市長があんなに怒った様子を見たことがない。』と言うほどの激しさであった。」（答弁書8頁）にもかかわらず，「そのとき前市長が原告を直接叱責した事実は知らなかったが，その後他の議員から顛末を聞いて状況を知るに至った。」と述べる（準備書面（被告1）6頁）。
しかし，前市長と新年の挨拶を交わした後前市長が原告を激しく叱責したにもかかわらず被告がそれに気付かなかったというのは，甚だ疑問である。

第4 チラシの配布の件について

原告の従前の主張である「当該チラシの本件中間案に関する内容は、原告が市当局に事前に確認し、チラシを配布することも含めて事前の了解を得ているため、内容の正確性には何ら問題がない。」（原告準備書面（1）9頁）との点について補足する。

原告は、令和4年6月3日の建設委員会において、自身の問題意識のもと、市当局の担当者に対し、本件中間案の内容について、バス停から駅改札口までの距離や所要時間、送迎車の経路の距離や所要時間、送迎車の渋滞の可能性等について具体的に質問し説明を求めた（甲4参照）。チラシ（乙8）はこの時の質疑応答の内容に基づいて作成され、本件中間案の3つの課題として、①バス停から駅改札口が遠くなる、②送迎車のルートが長くなる、③送迎車の渋滞が予想される、という点を指摘している。チラシは、これらの本件中間案の課題を踏まえてこれを市民に知らしめたうえで広く意見を求めることを企図していたため、万が一にも内容に誤りがあってはならないと思い、慎重を期してチラシに記載する内容の正確性を担保すべく念のため市当局に確認したうえで、そのような内容のチラシの配布を予定していることを事前に知らせたのである。

原告自身も、一般的にチラシを配布すること自体に市当局の了解を得る必要がないことは百も承知している。ただ、本件チラシについては、市民に意見を呼びかける前提として本件中間案の課題についての情報は正確でなければならなかったため、市当局の事前の確認を求めたに過ぎないのである。また、市当局から当該チラシの内容が不正確であることを指摘されればその旨修正するつもりであったが、仮にチラシの内容に問題がないにもかかわらず「チラシの配布をやめてほしい。」と言われたとしても、配布は実施するつもりであった。市当局にチラシの配布を辞めさせる権限はないのであるから当然である。

被告は、原告の上記主張を不合理で矛盾しているなどと批判するが、前述のとおりそのような批判は的外れである。

以上